

令和 8 年度 桜川市窓口 DXSaaS 構築事業  
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、桜川市が発注する「令和 8 年度 桜川市窓口 DXSaaS 構築事業」に係る受託事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

2. 実施概要

(1) 委託業務名

令和 8 年度 桜川市窓口 DXSaaS 構築事業

(2) 業務内容

「令和 8 年度 桜川市窓口 DXSaaS 構築事業 仕様書」(以下「仕様書」という。)の  
とおり

(3) プロポーザルに係る提案上限額

32,947,750 円 (消費税等を含む)

※令和 8 年度分のシステム運用・保守料を含むこと。

※上記金額内で提案すること。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 (2027 年) 3 月 31 日まで

(5) 特記事項

- ・ 契約については、構築と運用保守で別契約とする。
- ・ 運用保守費は、月末日締め翌月支払いの月払いとする。

3. 参加資格要件

参加申込書兼誓約書の提出時において、以下のすべての要件を満たす者とする。

- ア 桜川市建設工事等入札参加資格審査規程 (平成 17 年桜川市告示第 7 号) に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- イ 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ウ 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領 (平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号) 又は桜川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領 (平成 17 年訓令第 36 号) に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- エ 桜川市暴力団排除条例 (平成 24 年条例第 17 号) 第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- オ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事

再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

カ 複数の企業による共同体で参加する場合は、全ての構成員が（１）～（５）の要件を満たす者であること。

キ 本店所在地の都道府県税、法人税及び消費税について未納がないこと。

ク 令和 8 年度ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口 DXSaaS 提供事業者のサービスを提案・契約できること。

#### 4. 実施要領等の公表

本業務の公募と同時に、桜川市公式ホームページで公表する。公募に係る書類・様式は、市公式ホームページからダウンロードして入手すること。

〔桜川市公式ホームページ〕 <https://www.city.sakuragawa.lg.jp/>

※トップページ → 「市政情報」 → 「入札・契約情報」 → 「公募型プロポーザル情報」

#### 5. 参加手続

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加を希望する者（以下「提案者」という。）は、仕様書の内容を踏まえ、次の書類を提出すること。

##### （１）提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）

イ 事業者概要書（様式第 2 号）

ウ 業務実績等調書（様式第 3 号）

エ 実施体制調書（様式第 4 号）

オ 機能要件確認書（様式第 5 号）

カ 企画提案書（任意様式）

キ 参考見積書（任意様式）

・消費税及び地方消費税を含めた金額で記載すること。

・内訳を記載すること。

ク 業務工程表（任意様式）

※用紙サイズは、すべて A4 判とする。

##### （２）提出期限

令和 8 年 6 月 24 日（水）17 時（必着）

##### （３）提出先

「12.担当部署」へ提出すること。

##### （４）提出方法

電子メールにより提出すること。

提出書類を PDF 形式に変換し、電子メールに添付して提出すること。

※メールの件名は「【企画提案】桜川市窓口 DXSaaS 構築事業プロポーザル（事業者名）」とすること。

※メール1通あたり、ファイル容量10MB以内とすること。容量が大きい場合は、分割して送付、又は、大容量ファイル送信サービス等により送付すること。（容量が大きい場合、不達となる場合がある。）

※メール送信後、2営業日以内に返信がない場合は、メール到達の有無を電話で確認すること。

#### （5）その他

提出書類がそろっていない段階であっても、事前に参加申込書兼誓約書を提出した場合は、当市のパソコンスペックやネットワーク環境等の情報を電子メールにて交付することが可能である。

### 6. プレゼンテーション審査の実施

#### （1）審査内容

プレゼンテーションは、原則として提出された「5.（1）カ 企画提案書」に沿った内容とし、追加資料の配付は認めない。

※モニター及び接続用のHDMIケーブルは、当市において用意する。ただし、プレゼンテーションにおいて、パソコン等の機器類及びインターネット接続環境が必要な場合は、提案者において用意すること。

#### （2）提出資料

「5.（1）カ 企画提案書」を印刷したものを、12部持参すること。

#### （3）実施日

令和8年7月1日（水）

※時間、場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。

※プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

#### （4）制限時間

1提案者当たり説明、デモンストレーション（30分）および質疑（10分）を予定し、順次個別に行う。なお、プレゼンテーションについては非公開とする。

#### （5）デモンストレーション

デモンストレーションの際に、操作性を確認するため、委員が画面を確認することを留意すること。なお、対象となる手続、ペルソナについては、「別紙1 デモンストレーションについて」を参照すること。

#### （6）出席者

プレゼンテーションに出席できる人数は4名以内とする。

## 7. 優先交渉権の選定

### (1) 優先交渉権者の選定方法

- ア 審査委員会（以下、「委員会」という。）が、プレゼンテーションによる説明を受け、「7.（2）評価基準」に基づき評価を行い、点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。なお、委員会は、桜川副市長を審査委員長（以下「委員長」という。）とし、委員長のほか、委員長が指名した者をもって構成する。
- イ 点数の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、委員会の評決による。
- ウ 審査内容及び審査経過については、非公表とする。

### (2) 評価基準

評価基準および配点は以下のとおりとする。最終的な点数は、各委員が採点した点数の平均点に事務局採点分を加算した点数とする。（1提案者当たり850点満点）

大項目	中項目	評価の視点	配点
基本要件	目的の達成	本事業の目的を十分に理解した提案となっているか。	25
	実績	・本業務と類似する業務の実績を有しているか。 ・提案するシステムは、他自治体で十分な稼働実績があるか。	75
	プロジェクト管理・体制	円滑な導入のための人員配置は適切か。	50
	スケジュール	導入までのスケジュールが明示されており、指定した稼働時期までに稼働できるか。	25
システム要件	導入効果（市民側）	市民の記入負担軽減、待ち時間の短縮等により市民の利便性向上を見込める提案となっているか。	75
	導入効果（職員側）	手続きの自動判定やRPAの連携等により、職員の負担軽減が見込めるか。窓口業務の効率化、平準化ができる提案となっているか。	75
	拡張性	将来的に対象手続きの拡充を図る上で、本市側に経済的・人的負担が少なく、円滑に拡充できるような提案となっているか。	50
	連携	・本市の基幹系業務システムとの連携が適正かつ円滑にできる仕組みとなっているか。 ・連携に際しては、本市の基幹系業務システムベンダーである茨城計算センターを優位として調整し、柔軟に対応する余地があるか。	50

運用・保守		システムの保守内容、体制、障害発生時の対応は適切なものとなっているか。	25
セキュリティ		個人情報を取り扱ううえで、適切なセキュリティ対策が施されているか。	25
導入支援	職員研修	職員研修の質・回数・体制等、本稼働までに十分な職員研修を行えるか。	50
デモンストレーション	操作性	操作方法が分かりやすく、円滑に業務ができるよう配慮されたものとなっているか。	50
	手続判定	世帯状況に合わせて手続判定を行い、手続き漏れのないように案内できる仕組となっているか。	25
	ワンストップ受付	経験の浅い職員や、所管部署でない職員が受付することを想定したときに、職員が安心してワンストップ受付ができる仕組となっているか。	25
	他部署引継	他部署で手続を再開する際に、同じことを何度も書く・聞く等が発生せず、職員・市民双方の負担が軽減する仕組となっているか。	25
独自提案		仕様書に記載している内容以外に、桜川市に有益な提案がなされているか。	50
【事務局採点】機能		機能要件確認書（様式第5号）の回答に基づく	50
【事務局採点】価格		100点×（最低提案価格／提案価格）	100

### (3) 審査結果

- ア 審査の結果は、全ての提案者に対し電子メールにて通知する。
- イ 優先交渉権者の名称を、市公式ホームページで公表する。
- ウ 審査結果等についての問合せ及び異議申立ては受け付けない。
- エ 通知時期は令和8年7月中旬を予定する。

## 8. 契約

- (1) 優先交渉権者と市で業務内容等を協議し、協議が整ったときは、随意契約により契約を締結する。また、契約段階において改めて見積書の提出を求める。
- (2) 優先交渉権者と契約に係る協議が整わない場合は、点数の合計が2番目に高い提案者と交渉を行う。

## 9. 質問の受付及び回答

- (1) 提出方法

質問書（様式第 6 号）を作成し、電子メールに添付して提出すること。

※メールの件名は「【質問】桜川市窓口 DXSaaS 構築事業プロポーザル（事業者名）」  
とすること。

(2) 受付期限

令和 8 年 6 月 10 日（水）17 時（必着）

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、全ての質問について取りまとめ、令和 8 年 6 月 16 日（火）17 時まで市公式ホームページに掲載する。

## 10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係わる費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、失格とする場合がある。
- (3) 提出された参加申込書、企画提案書及び関係資料は返却しない。
- (4) 提出期限以降における参加申込書、企画提案書及び関係資料の差し替え及び再提出は、市から修正又は変更の連絡があった場合を除き、認めない。
- (5) 本プロポーザルのために市から受領した資料は、市の了解なく公表、使用してはならない。

## 11. スケジュール

実施内容	日時
公示、受付開始	令和 8 年（2026 年）5 月 26 日（火）
質問書の提出期限	令和 8 年（2026 年）6 月 10 日（水）17 時
質問書の回答	令和 8 年（2026 年）6 月 16 日（火）
参加申込書兼誓約書・企画提案書等の提出期限	令和 8 年（2026 年）6 月 24 日（水）17 時
プレゼンテーション審査	令和 8 年（2026 年）7 月 1 日（水）予定
審査結果通知	令和 8 年（2026 年）7 月中旬
契約	令和 8 年（2026 年）7 月下旬

## 12. 担当部署

桜川市市長公室企画課

住所：〒309-1293 茨城県桜川市羽田 1023 番地（桜川市役所 大和庁舎 2 階）

電話番号：0296-58-5111（代表）

メールアドレス：kikaku\_g@city.sakuragawa.lg.jp

## 別紙Ⅰ デモンストレーションについて

### 1. デモンストレーションの内容

- ・転入届及び関連手続の申請書届出の作成・受付、手続案内書の作成、他部署への案内までに係る一連のシステム操作を実演すること。
- ・操作内容、画面構成、画面遷移等を説明しながら実演し、職員目線でシステムの操作性が分かるように行うこと。
- ・画面展開については、モニターに投影し、委員に見えるようにすること。
- ・デモンストレーションはプレゼンテーションの制限時間内で行い、以下3点の要素を含めること。

- ①転入届受付
- ②関連手続の判定・案内・ワンストップ受付
- ③他部署で引き継ぎ後の手続再開

### 2. ペルソナ及び対象手続の詳細

【対象手続】 市外からの転入届

【来庁者】 桜川 太郎

【転居前の住所】 茨城県水戸市笠原町978-6

【転居後の住所】 茨城県桜川市羽田1023

【転居日・届出日】 令和7年7月1日(水)

【家族構成】

	氏名	生年月日	性別	続柄	マイナンバーカード
1	桜川 太郎	平成5年8月20日	男	世帯主	なし
2	桜川 花子	平成7年5月3日	女	妻	あり
3	桜川 やまと	令和6年10月10日	男	子	あり

- ・3名とも国民健康保険に加入

【関連手続】

- マイナンバーカード継続利用
- 住民票の取得
- 国民健康保険加入届（対象：受給中／ワンストップ受付）
- 児童手当（対象：受給中／担当課へ引き継ぎ）
- 医療費助成制度（対象：受給中／担当課へ引き継ぎ）